

内視鏡ビデオシステム
移設業務委託
仕様書

令和 8 年 9 月

千葉県病院局経営企画課

仕 様 書

1 件 名

内視鏡ビデオシステム移設業務委託

2 業務内容

千葉市立海浜病院手術室、内視鏡室、耳鼻科外来、泌尿器科外来（以下「移設元」という。）に設置しているオリンパス社製内視鏡ビデオシステム 15 式（以下「既設内視鏡ビデオシステム」という。）の移設、稼働するために必要な移設先である千葉市立幕張海浜病院手術室、内視鏡室、耳鼻科外来、泌尿器科外来（以下「移設先」という。）の整備を行うこと。

3 基本要件

- （１）移設元に設置している既設内視鏡ビデオシステムの点検を行い安定稼働させること。
- （２）搬入及び据付工事の実施日時は、本市と受注者との協議して定めるものとする。
- （３）機器が安定稼働するために本市が用意する一次側設備（電源・空調・給排水等）以外に工事・設置調整が必要となる場合は、受注者の負担として本入札金額の範囲内で対応すること。
- （４）受注者は、必要に応じ現地下見を行い、一次側設備に不足がないことを確認し、不足があった場合には速やかにその旨を担当者に報告すること。
- （５）受注者の移設作業に関連する物理的破損等に関しては、本市との協議に応じ、受注者の負担により復旧すること。ただし、移設作業と関連の認められないものは除く。
- （６）必要に応じ、ネットワーク接続に関しては、本市の指定先と接続すること。
- （７）必要に応じ、IP アドレスの変更に関わる費用を見込むこと。
- （８）バーコードリーダー 8 式を既設内視鏡ビデオシステムに設置すること。対象とする既設内視鏡ビデオシステムは本市と協議の上、決定すること。
- （９）移設先に設置しているモニターと既設内視鏡ビデオシステムを接続すること。
- （１０）上記接続のために必要となる部材を見込むこと。
- （１１）その他仕様書に記載のない事項については、適宜本市との協議に応じること。

4 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日まで

※開始時期は本市と協議の上、決定すること。

※運用上、やむなく履行期間を超える場合は、本市と協議の上、決定すること。

5 履行場所

(1) 移設元

千葉市立海浜病院 手術室、内視鏡室、耳鼻科外来、泌尿器科外来
千葉市美浜区磯辺3丁目3番1号

(2) 移設先

千葉市立幕張海浜病院 手術室、内視鏡室、耳鼻科外来、泌尿器科外来
千葉市美浜区若葉3丁目1番地27

6 その他

その他不明な点については、本市と協議の上、実施すること。

連絡先

千葉市病院局経営企画課開院準備班

千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番地27

電話 043-245-5741